

事務連絡  
平成31年1月28日

都道府県  
各 指定都市 保育担当課 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について（周知依頼）

日頃より、保育行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）が平成30年7月25日に公布されたところですが、改正法の一部施行に関し、「健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成31年政令第5号）が平成31年1月17日に公布されました。

本政令により、改正法の規定のうち、国及び地方公共団体の責務や、関係者の協力に係る事項等に係る規定が平成31年1月24日より施行されるとともに、児童福祉施設等における敷地内禁煙に係る規定が平成31年7月1日より施行されることとされました。

この内容及び留意点等については、別添「「健康増進法の一部を改正する法律」の一部規定の施行について」（平成31年1月22日健発0122第1号）のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて御対応いただきますようお願いいたします。